

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本総第1142号  
令和4年10月20日  
宮城県警察本部長

警察署協議会運営要綱の一部改正について（通達）

警察署協議会の運営については、「警察署協議会運営要綱の一部改正について（通達）」（令和4年3月28日付け宮本総第370号。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、警察署協議会運営要綱の一部を別添のとおり改正することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 主な改正内容

- (1) 警察署協議会運営要綱全体の手続の簡素化を図り、一部の様式を廃止した。
- (2) 警察署協議会委員名簿（第3-3関係）について、委員ごとに作成していた様式を、一覧型に改めた。
- (3) 警察署協議会議事録（第4-5-(1)関係）について、委員署名欄を削除し、対面での手続を不要とした。

#### 2 施行期日

令和4年10月24日

#### 3 留意事項

旧通達の様式は、警察署協議会委員の構成に変更があるまでの間、この通達の様式によるものとみなして使用することができる。

## 警察署協議会運営要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察における警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「協議会委員」という。）の委嘱等の手続その他協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 協議会委員の委嘱に伴う候補者資料の作成等

#### 1 候補者資料の作成及び報告

警察署長（以下「署長」という。）は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が協議会委員を委嘱する際の参考資料として、警察署協議会委員候補者資料（別記様式第1号。以下「候補者資料」という。）を作成し、警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して、公安委員会に報告するものとする。

#### 2 意見の聴取等

署長は、前記1の候補者資料を作成するに当たり必要があると認めるときは、自治会、自治体、学校等（以下「自治会等」という。）から意見の聴取を行い、又は候補者の推薦を受けることができる。

#### 3 候補者資料作成時の留意事項

(1) 署長は、協議会の設置目的及び役割の重要性を十分に認識するとともに、管轄区域内の状況を十分に考慮した上で、候補者資料を作成するものとする。

(2) 協議会委員の候補者は、住民及び自治会等の業務上地域における安全に関する問題に日常的に関わりを持つ団体の関係者のうちから、その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を人選する必要があるが、その人選に当たっては、次の点に留意することとし、併せて、自治会等の意見を聴取し、又は推薦を受けることも考慮すること。

ア 警察署の業務運営に対する意見が特定の分野に偏向することを避けるため、協議会委員が特定の居住地域、所属組織、年齢層等に偏り、又は固定化することのないようにすること。

イ 性別を問わないこと。

ウ 原則として、居住地、勤務先又は主たる活動地域が当該警察署の管轄区域内にあること。

エ 協議会委員として協議会への出席が十分に見込まれること。

### 第3 協議会委員の委嘱、解嘱及び辞職の手続等

#### 1 委嘱の決定

委員の委嘱は、候補者資料に基づき、公安委員会の決裁を得て決定するものとする。

#### 2 委嘱状の伝達

署長は、公安委員会から委嘱状（別記様式第2号）の送付を受けたときは、当該候補者に対し委嘱状を伝達するものとする。

#### 3 名簿の作成

署長は、前記2の規定により委嘱状を伝達したときは、警察署協議会委員名簿

(別記様式第3号)を作成し、自署において保管するとともに、警察署協議会委員名簿の写しを本部長を経由して公安委員会に送付するものとする。

#### 4 再任

(1) 前記第2-1から第3-2までの規定は、協議会委員の再任の手続について準用する。

なお、協議会委員として再任された場合は、警察署協議会委員名簿に再任年月日を記載するものとする。

(2) 協議会委員の再任については、警察署の業務運営に民意を適切に反映させるという協議会設置の趣旨及び協議会委員の適任者の確保を図る観点から検討することとするが、その時点における協議会委員の構成、活動の程度等にも配慮すること。

#### 5 解嘱

(1) 署長は、協議会委員がその職務の遂行に支障があるとき、又は協議会委員たるにふさわしくない非行があったときは、解嘱上申書(別記様式第4号)により、本部長を経由して公安委員会に解嘱の上申をするものとする。

(2) 署長は、公安委員会から解嘱通知書(別記様式第5号)の送付を受けた場合は、協議会委員を解嘱される者に対し速やかに解嘱通知書を伝達するものとする。ただし、所在不明その他の理由により解嘱通知書を伝達することができないときは、この限りでない。

#### 6 辞職

(1) 署長は、協議会委員から辞職の申出があった場合は、速やかにその旨を本部長を経由して公安委員会に報告するとともに、辞職を申し出た協議会委員(以下「辞職予定者」という。)に対し辞職願(別記様式第6号)の提出を求め、本部長を経由して公安委員会に送付するものとする。

(2) 署長は、公安委員会から辞職承認書(別記様式第7号)の送付を受けた場合は、当該辞職予定者に対し辞職承認書を伝達するものとする。ただし、所在不明その他の理由により辞職承認書を伝達することができないときは、この限りでない。

#### 7 欠員が生じた場合の協議会委員の選出

(1) 前記第2-1から第3-3までの規定は、協議会委員に欠員が生じた場合において補充する協議会委員の選出の手続について準用する。

(2) 協議会委員の補充については、欠員となった協議会委員の職業等にとらわれることなく、残任期間、その時点における協議会委員の構成等を考慮の上、幅広く検討すること。

### 第4 協議会の運営

#### 1 協議会の役員

署長は、協議会において役員を選出したときは、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経由して本部長に報告するものとする。

#### 2 協議会の会議

(1) 署長は、協議会の会議に出席するものとする。

- (2) 署長は、必要に応じ、警察署の課長等関係職員を協議会の会議に出席させることができる。
  - (3) 署長は、協議会の会議を開催するに当たり、あらかじめ協議事項等について協議会委員へ通知するなどし、幅広い提言、意見、要望その他の申出（以下「意見等」という。）に資するものとする。
- 3 会議の場所  
協議会の会議は、原則として警察署において開催するものとする。
- 4 意見等に対する措置
- (1) 署長は、協議会から意見等を受理した場合は、これを尊重し、警察署の業務運営に反映させるように努めなければならないが、諸般の事情により当該意見等について実施が困難である場合等は、協議会に対しその理由を説明するなど必要な措置を執るものとする。
  - (2) 署長は、自署の警察職員による非違事案につき処分を発表した場合は、協議会に対しその概要、再発防止策等を説明し、意見等を聴取することとし、管轄区域内の住民等の視点を警察署における非違事案防止に取り入れなければならない。
  - (3) 前記(2)の規定による協議会からの意見等の聴取は、処分発表後の時期を失しない期間内において、当該非違事案が発生した際に非違行為を行った警察職員が所属していた警察署で開催するものとする。
  - (4) 社会的反響が大きいと判断される非違事案においては、当該非違行為を行った警察職員が他所属の警察職員であった場合においても、協議会で前記(2)に規定する概要等の説明を行うものとする。
- 5 議事録の作成及び議事概要の公表
- (1) 署長は、協議会の会議が終了したときは、速やかに警察署協議会議事録（別記様式第8号）を作成するものとする。
  - (2) 署長は、前記(1)の規定により作成した警察署協議会議事録の写しを、総務課長を経由して本部長に送付するものとする。
  - (3) 署長は、協議会と協議の上、議事概要等について、プライバシーにわたる発言等を除き、積極的に公表するものとする。
  - (4) 署長は、議事概要等のほか協議会において必要と判断した事項について、自署において閲覧に供するよう必要な措置を講じるほか、各種広報媒体を活用して積極的に公表するものとする。
  - (5) 協議会の一般への公開の可否については、協議会における率直な意見の交換の確保等に配慮する必要があることから、各協議会において定めるものとする。
- 6 協議会委員の報酬の受領辞退  
委員が、公務員であること等の理由により、協議会の会議に出席した際に支給される報酬（旅費を除く。以下「報酬」という。）の受領を辞退した場合の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 会計年度中における報酬の受領を辞退する場合の取扱い
    - ア 報酬の受領辞退についての徴収

協議会委員が、会計年度中における報酬の受領を辞退する場合は、当該会計年度の当初に、報酬の受領辞退について（別記様式第9号）を徴すること。

イ 報酬の支給事務の取扱い

(ア) 報酬等支出の施行伺いの作成に当たっては、前記アの規定により徴収した報酬の受領辞退についての写しを作成し、会計年度の初回に当たる報酬等支出の施行伺いには原本を、2回目以降の報酬等支出の施行伺いには写しを添付すること。

(イ) 支給調書の作成に当たっては、協議会に出席した協議会委員全員の氏名等を記載し、報酬を辞退する協議会委員の摘要欄に「報酬受領辞退者」と記載すること。

(2) 協議会の開催ごとに報酬の受領を辞退する場合

ア 報酬の受領辞退についての徴収

協議会委員が、協議会の開催ごとに報酬の受領を辞退する場合は、その都度、報酬の受領辞退について（別記様式第10号）を徴すること。

イ 報酬の支給事務の取扱い

(ア) 報酬等支出の施行伺いの作成に当たっては、前記アの規定により徴収した報酬の受領辞退についての原本を添付すること。

(イ) 支給調書の作成に当たっては、協議会に出席した協議会委員全員の氏名等を記載し、報酬を辞退する協議会委員の摘要欄に「報酬受領辞退者」と記載すること。

(3) 留意事項

ア 警察署協議会条例（平成13年宮城県条例第6号）第6条第3項の規定により、県の一般職の職員であつて協議会委員になったものには、報酬は支給しないこととされているので留意すること。

イ 協議会委員が欠けた場合における後任の協議会委員が、報酬の受領を辞退する場合は、前記(1)又は(2)の規定に準じて取り扱うこと。

第5 警察署協議会代表者会議

1 協議会の運営について、協議、情報交換等を行うため、各協議会の会長等の出席による警察署協議会代表者会議（以下「代表者会議」という。）を年1回開催できるものとする。

2 代表者会議は、本部長が公安委員会と協議の上、招集するものとする。

第6 協議会の事務

1 警察本部における協議会に関する事務は、総務部総務課において行うものとする。

2 警察署における協議会に関する事務は、警察署の警務課において行うものとする。

別記様式第1号 (第2-1関係)

警察署協議会委員候補者資料  
( 警察署)

ふりがな 氏名					性別	男 女
生年月日(年齢)	年 月 日生 ( 歳)					
住所	〒 ー 電話 ( ) ー					
職業(役職)	( )					
勤務先 (所在地)						
経歴					他の団体における役職	
家族関係	続柄	氏名	生年月日	職業	備考	
			. .			
			. .			
			. .			
			. .			
推薦団体等						
候補者の選出理由						
備考						

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

委 嘱 状

殿

警察法第53条の2第3項の規定により

宮城県

警察署協議会委員を

委嘱します

年 月 日

宮城県公安委員会 印

別記様式第3号（第3－3関係）

警察署協議会委員名簿

年 月 日

No.	ふりがな 氏名	性別	年齢	職業	住所	委嘱年月日		備考
						1期目	再任	
1						1期目		
						再任		
						再々任		
2						1期目		
						再任		
						再々任		
3						1期目		
						再任		
						再々任		
4						1期目		
						再任		
						再々任		
5						1期目		
						再任		
						再々任		
6						1期目		
						再任		
						再々任		
7						1期目		
						再任		
						再々任		
8						1期目		
						再任		
						再々任		
9						1期目		
						再任		
						再々任		
10						1期目		
						再任		
						再々任		



別記様式第4号 (第3-5-(1)関係)

宮 第 号

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県 警察署長

解 嘱 上 申 書

次の者は、警察署協議会条例第4条の規定に該当すると認められるので上申する。

協 議 会 委 員	現 職 名	宮城県 警察署協議会委員				
	住 所					
	職 業					
	ふりがな 氏 名					
	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)				
	委嘱年月日	年 月 日	在職年数(通算)	年 か月	役職	
	上 申 事 由					
	事 実 認 定 ( 疎 明 資 料 等 )					
	備 考					

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

解 嘱 通 知 書

殿	宮城県 警察署協議会委員
警察署協議会条例第4条の規定により 宮城県 警察署協議会委員を 解嘱します	
(解嘱の理由)	
年 月 日 宮城県公安委員会 印	

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告としてこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第6号(第3-6-(1)関係)

舌辛 職 原頁

宮城県公安委員会 殿

この度、

により

宮城県 警察署協議会委員

を辞職したいので承認願います。

年 月 日

住 所

ふりがな  
氏 名

連絡先

## 辞職承認書

殿	宮城県 警察署協議会委員
辞職を承認します	
年 月 日  宮城県公安委員会 印	

別記様式第8号（第4-5-(1)関係）

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	宮城県 警察署協議会
開 催 日 時	年 月 日 ( ) 午 時 分から 午 時 分まで
開 催 場 所	
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～  ・ 欠席委員～  2 警察署側
議 事 概 要	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別記様式第9号（第4-6-(1)関係）

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

(届出者)

宮城県

警察署協議会委員

ふりがな  
氏 名

報酬の受領辞退について

\_\_\_\_\_年度中における協議会に係る委員の報酬の受領を辞退します。

別記様式第10号(第4-6-(2)関係)

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

(届出者)

宮城県

警察署協議会委員

ふりがな  
氏名

報酬の受領辞退について

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に開催された協議会に係る委員の報酬の受領を辞退します。